

南山大学奨学寄附金規程

(趣 旨)

第1条 南山大学における奨学寄附金に関する取扱いは、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」は、特定の教員個人の研究奨励、あるいは研究分野の教育研究の奨励を目的として、寄附されるものをいう。

(申 請)

第3条 奨学寄附を行おうとする者は、奨学寄附金申込書により、総務部総務課を通じ理事長に申し込む。

(受入れの決定)

第4条 奨学寄附金は、南山大学研究審査委員会（以下「研究審査委員会」という。）の承認を受け、当該教授会または研究所総合委員会および大学評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

② 研究審査委員会に関する事項は、「南山大学研究審査規程」の定めるところによる。

(寄附金の取扱い)

第5条 納付された寄附金については、南山学園経理規程に準拠して執行する。

② 寄附金は、当該教員あるいは研究分野等の教育研究遂行のために必要な直接経費（謝金、旅費、消耗品費、研究支援者等の人件費、設備費等）と南山大学において当該教員あるいは研究分野等の教育研究遂行に関連して間接的に必要となる管理的経費等（以下「間接経費」という。）に分類する。

③ 間接経費について必要な事項は、別に定める。

(研究の完了または中止)

第6条 研究担当者は、奨学寄附金研究を完了または中止したときは、当該学部長または研究所長を経て、学長に報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長および理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。